

横浜市のパラ園及びパラ園施設 指定管理者共通公募要項

平成 30 年 5 月

横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	2
2	公募の概要	2
	（1）対象公園及び公園施設の応募単位一覧（順不同。下記応募単位による選定を実施）	2
	（2）指定管理期間（※公園及び公園施設名に付記されている番号は、前記の（1）対象公園及び公園施設の応募単位一覧の番号と同一です）	3
	（3）指定管理者の選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）	4
	（4）問合せ	4
3	指定管理者が行う業務	5
4	公園及び公園施設の管理運営の概要	5
	（1）公園及び公園施設の設置目的及び運営指針	5
	（2）目的の達成手段	5
	（3）実施事業	5
	（4）管理経費	7
	（5）リスク分担	9
	（6）業務実施上の留意事項	10
5	公募及び選定に関する事項	15
	（1）スケジュール（予定）	15
	（2）公募手続きについて	17
	（3）審査・選定の手続きについて	18
	（4）応募手続きについて	19
	（5）応募条件等について	21
6	協定及び準備に関する事項	23
	（1）協定の締結	23
	（2）協定の主な内容	23
	（3）準備業務	23
	（4）指定候補者の変更	23
	（5）指定取消し及び管理業務の停止	24
	（6）指定内容の変更	24

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、民間事業者の能力を活用しつつ、利用者サービス向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度が導入されました。平成 31 年 4 月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり指定管理者を公募します。

2 公募の概要

(1) 対象公園及び公園施設の応募単位一覧（順不同。下記応募単位による選定を実施）

	公園及び公園施設名	所在地
1	馬場花木園	鶴見区馬場二丁目 20
2	入船公園・潮田公園・東寺尾一丁目ふれあい公園	鶴見区弁天町3、鶴見区向井町二丁目 71、鶴見区東寺尾一丁目 66-1
3	神の木公園・台町公園	神奈川区神之木台 13・神奈川区高島台 29
4	岡野公園	西区岡野二丁目9
5	本牧臨海公園・本牧市民公園	中区本牧元町 386-1・中区本牧三之谷 59
6	本牧山頂公園	中区和田山 1-5
7	山手公園・元町公園・港の見える丘公園内の2公園施設・山手イタリア山庭園	中区山手町 114 ほか
8	日ノ出川公園	中区万代町三丁目6
9	清水ヶ丘公園	南区清水ヶ丘 73-1
10	日野中央公園	港南区日野中央二丁目2
11	常盤公園	保土ヶ谷区常盤台 42
12	今川公園	旭区今川町 96-2
13	岡村公園・新杉田公園	磯子区岡村二丁目 17・磯子区新杉田五丁目 32
14	富岡総合公園	金沢区富岡東 2-9
15	富岡西公園	金沢区富岡西6丁目3
16	長浜公園	金沢区長浜 106-6
17	野島公園	金沢区野島町 24
18	岸根公園	港北区岸根町 725
19	新治里山公園	緑区新治町 887
20	玄海田公園・長坂谷公園	緑区長津田みなみ台三丁目1・緑区寺山町 745-1
21	谷本公園	青葉区下谷本町 31-10
22	都田公園	都筑区二の丸 14
23	俣野公園	戸塚区俣野町 1367-1
24	小雀公園・東俣野中央公園	戸塚区小雀町 2470・戸塚区東俣野町 864
25	小菅ヶ谷北公園	栄区小菅ヶ谷四丁目 31
26	金井公園	栄区金井町 315-2
27	本郷ふじやま公園弓道場	横浜市栄区中野町 56
28	中田中央公園	泉区中田町 2989
29	瀬谷本郷公園	瀬谷区本郷一丁目 70-2
30	師岡町梅の丘公園・南本宿公園分区園・南本宿第三公園	港北区師岡町511-3・旭区南本宿町 37-4・横浜市旭区南本宿 81 番地 3 ほか

31	大柵杉の森ふれあい公園・若草台第二公園 分区園	都筑区大柵町 534 番・青葉区若草台 6-1
32	ハマヤク農園(深谷町ふれあい公園)・和泉 アカシア公園分区園・泉が丘公園(分区園)	戸塚区深谷町 1272 番 1・泉区和泉町 486・泉区和 泉が丘三丁目 6 番
33	仏向原ふれあい公園	保土ヶ谷区仏向町 1252 番 1

※各公園の詳細は、各種仕様書や各公園の維持管理水準書等を参照してください。

(2) 指定管理期間 (※公園及び公園施設名に付記されている番号は、前記の (1) 対象公園及び
公園施設の応募単位一覧の番号と同一です)

ア 平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日まで (5 年間)

- 3 神の木公園・台町公園
- 4 岡野公園
- 7 山手公園・元町公園・港の見える丘公園の 2 公園施設・山手イタリア山庭園
- 8 日ノ出川公園
- 10 日野中央公園
- 11 常盤公園
- 12 今川公園
- 13 岡村公園・新杉田公園
- 14 富岡総合公園
- 15 富岡西公園
- 17 野島公園
- 19 新治里山公園
- 20 長坂谷公園・玄海田公園
- 21 谷本公園
- 22 都田公園
- 23 俣野公園
- 24 小雀公園・東俣野中央公園
- 26 金井公園

イ 平成 31 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日まで (4 年間)

- 1 馬場花木園
- 2 入船公園・潮田公園・東寺尾一丁目ふれあい公園
- 5 本牧市民公園・本牧臨海公園
- 6 本牧山頂公園
- 9 清水ヶ丘公園
- 16 長浜公園
- 18 岸根公園
- 25 小菅ヶ谷北公園
- 27 本郷ふじやま公園弓道場
- 28 中田中央公園
- 29 瀬谷本郷公園
- 30 師岡町梅の丘公園・南本宿公園分区園・南本宿第三公園
- 31 大柵杉の森ふれあい公園・若草台第二公園分区園
- 32 ハマヤク農園(深谷町ふれあい公園)・和泉アカシア公園分区園・泉が丘公園(分区園)

(3) 指定管理者の選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

ア 「横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会運営要綱」、及び「横浜市公園及び公園施設指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき、指定管理者の選定を行います。

「横浜市附属機関設置条例」及び「横浜市公園条例」に基づき設置される「横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類審査及び面接審査を実施し、応募団体の中から対象公園及び公園施設の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を、指定候補者に選定します。

選定結果は応募団体に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定候補者選定後、環境創造局のホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定候補者を指定管理者として指定します。

なお、共同事業体での応募も可能ですが、その場合、代表団体が業務の統括をし、主となる管理運営を実施しますので、構成団体が業務の統括及び管理運営の主体となることはできません。代表団体が業務の統括及び業務の主とならない事業計画書は無効とします。また、指定管理期間中も代表団体が業務の統括及び業務の主とならない管理運営をした場合、応募条件違反となり、年度の事業計画書や事業報告書の公表も不可能となるため、次点の指定候補者へ指定管理者を繰り上げる等の措置を取ることがあります。

イ 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会（順不同 敬称略）

役職名	氏名	所属	専門分野
委員長	金子 忠一	東京農業大学 地域環境科学部造園科学科 教授	公園計画
委員	浅井 紀代子	税理士法人 さくら共同会計事務所 代表社員 税理士	企業財務
委員	田中 揚子	砂田川水辺愛護会会長	利用者代表
委員	柳井 重人	千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授	緑地環境管理 市民参画
委員	新田 敬師	独立行政法人都市再生機構 都市再生部 担当部長	公園管理実務

ウ 会議の公開

横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると前述の委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

(4) 問合せ

〒231-0017 横浜市中区港町1-1（関内中央ビル7F）

横浜市環境創造局 公園緑地部 公園緑地管理課 指定管理等担当

電話 045(671)2643 FAX 045(633)9171

[e-mail:ks-shiteikanri@city.yokohama.jp](mailto:ks-shiteikanri@city.yokohama.jp)

3 指定管理者が行う業務

- (1) 横浜市公園条例第 28 条の 2 第 1 項の規定に関すること
- (2) 公園施設の管理に関する業務
- (3) 公園施設の運営に関する業務
- (4) 公園に係る事業に係る業務
- (5) 日報、月間事業報告書、四半期事業報告書の作成
- (6) 年間事業計画書及び年間事業報告書の作成
- (7) 評価に関する業務
- (8) 指定期間終了にあたっての業務
- (9) 本市からの照会に係る業務
- (10) その他本市の指示事項

4 公園及び公園施設の管理運営の概要

(1) 公園及び公園施設の設置目的及び運営指針

公園及び公園施設は、住民の福祉の増進に資することを目的として設置される施設です。公園及び公園施設の特性及び公募条件等に基づき、管理運営を行うものとします。なお、バンドリングで定めた公園及び公園施設の組み合わせを指定管理者が組み替えて、バンドリングで定めていない公園及び公園施設を包括した管理運営を行うことはできません。また、本市で定めた指定管理区域以外で業務を行うこともできません。応募の際に提出をする事業計画書の内容を遵守し、その内容に違反をした場合、実績評価の減点及び指定管理料の返還や地方自治法第 244 条に基づく業務の是正命令を発します。

(2) 目的の達成手段

上述の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な実施事業は次項のとおりです。

- ア 公園及び公園施設の管理運営
- イ 横浜市の施策への協力
- ウ その他

(3) 実施事業

ア 公園利用者の利便性の向上

対象公園及び公園施設は、施設利用、休息、観賞、散歩等の場として、近隣に居住する不特定多数の市民が利用する公園及び公園施設です。公園及び公園施設によって、分区園※、ベンチ、倉庫等、様々な施設があります。

このため、市民が快適に利用できるよう施設や園地の維持管理、備品の管理を行います。

※参考：分区園とは

市民が野菜や草花の栽培を通して自然に親しみ、緑の大切さを体験し、心身のリフレッシュを図ることを目的として公園内に設置された貸し農園です。横浜市公園条例では、有料施設として位置づけられており、個人分区園や団体分区園が設置されている公園では、1 区画を 1 年間（希望により 1 年間の延長が可）希望者に貸し出します。

(ア) 公園施設の利用に関する業務

分区園や運動施設を含む様々な公園施設の利用について、適宜、公正公平な利用方法の設定やそれに伴う利用調整、利用許可、利用申込み受付等を行います。

(イ) 園地、施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務

公園内の施設及び設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適

で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。また、備品台帳の管理を指定管理者が定期的実施し、公園緑地事務所の所有する備品台帳と年1回以上は突合し、確認をしてください。部品の供給の終了により備品や設備の修繕ができない場合は、速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

指定管理者は、別途横浜市が定める維持管理基本水準書及び仕様書等により、日常的に園地の巡回、清掃を行うほか、定期的に園地の草刈や高木のせん定等、公園及び公園施設の設置目的に沿った草木類の維持管理を行います。

また、公園内の施設を適切に利用できるよう施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

すべての施設について、事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務も忘れずに実施してください。

公園及び公園施設の指定管理区域内に管理運営委員会が使用している施設が存在する場合があります。その場合は、横浜市から管理運営委員会への運営費の交付等により維持管理を実施している場合があり、指定管理者は管理運営委員会とどのように当該施設の管理に関する業務分担を行うかを必ず管理運営委員会と協議し、その協議結果を年度協定書または、事業計画書に記載することとします。

(ウ) その他関係業務

公園の魅力向上及びサービスの向上に関すること

指定管理者の提案事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供し、公園及び公園施設の周知及び魅力向上を図ります。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に関する取組等を適宜実施します。

イ 横浜市の施策への協力

横浜市環境創造局の実施事業や横浜市の方針・施策に、積極的に協力します。

(ア) 横浜市環境創造局の実施事業への協力

横浜みどりアップ計画、横浜市水と緑の基本計画、ガーデンシティ横浜の推進等の環境創造局が実施している取組を理解し、積極的に協力します。

(イ) 温室効果ガスの削減への協力

①横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）

計画に基づき、事業活動によるエネルギー消費の削減、環境負荷の少ないエネルギーの供給の増加、削減取組と地域経済の発展が両立するよう環境に配慮します。

あわせて、ゴミ処理以外の方法による温室効果ガスの削減に努めます。

②横浜市一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ3R夢プラン」

廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つのRを進める取組に協力し、ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減に努めます。

(ウ) 横浜市内経済活性化への協力

横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組として、横浜市では、平成22年4月1日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注に努めています。

指定管理者は、横浜市中企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、横浜市内中小企業への優先発注に努めることとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

(エ) その他横浜市への協力

公園及び公園施設の現状や管理運営に関する調査等があった場合には、必ず協力してくだ

さい。

当該公園及び公園施設を使用し横浜市が実施又は要請する事業（公園及び公園施設を使用した防災訓練、イベント等の実施）があった場合には、管理運営に支障が生ずる場合を除き、積極的に参加・協力してください。

その他区局の運営方針等、横浜市政に関して協力するよう努めてください。

ウ その他

「ア」及び「イ」の事業を通じて公園及び公園施設の設置目的を効果的に達成するため、次の取組を行ってください。

（ア）自主事業の提案及び実施

指定管理者の民間ノウハウ活用等による創意工夫の取組や、公園利用者に向けた利便性の向上の取組、自治会町内会等の地域の団体や地域住民との協働・連携に関する取組等を提案してください。

また、協働農園が設置されている農園付公園については、指定管理者が協働農園を活用して、市民に農体験の機会を広く提供し、農や自然について学ぶきっかけとするとともに、利用者同士のコミュニティの形成を図ることを目的とした自主事業を提案してください。

（イ）地域の課題への理解

地域の公園及び公園施設に関する課題について把握、理解し、必要に応じて地域の団体や地域住民、関係団体と協力し課題解決に努めます。

（４）管理経費

ア 職員配置

各公園及び公園施設で、実際に現地で指定管理業務に従事する職員として、人員体制を事業計画書及び、賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書で提案してください。なお、予算を含めたすべての業務を統括する施設長、施設長不在時に指揮を執る副施設長を各公園及び公園施設単位で必ず配置し、応募団体は面接審査実施までに予定者も決定してください。

提案された人員配置は人件費単価の増減指標としますので、必ず遵守してください。

イ 指定管理料

公園及び公園施設の指定管理区域内の管理運営にかかる経費として、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。この指定管理料は応募する公園及び公園施設のみに対する経費であり、応募条件で定めた以外の他の公園及び公園施設の会計と混同せず、応募単位での単一の会計として処理をするようにしてください。また、指定管理区域外及び設置管理許可施設の会計との混同もしないようにしてください。

指定管理料は、応募の際に提出された提案額を元に、会計年度（４月１日から翌年３月３１日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は各公園事務所と指定管理者間で締結する年度協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の事業計画書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開場日数や開場時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合や他の会計と混同していた等の場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、年度協定で定めます。

<指定管理料の考え方>

$$\text{指定管理料（消費税8\%相当含）} = \text{公園管理運営経費※1} - \text{利用料金収入※2}$$

※1 指定管理者の人件費、事務費、事業費、光熱水費（電気料金等も含みます）、委託費、修繕費、備品費、保険料、一般管理費その他すべての経費が含まれます。人件費については、横浜市で目安となる額を定めることは応募団体の創意工夫を阻害することとなりますので、いたしません。応募団体の考えで人員配置を決定し、算出した人件費を事業計画書等に記載してください。

また、別途提示する指定管理料上限額を上限として提案をしてください。

※2 利用料金制を導入している有料施設が公園及び公園施設内にある場合に適用します。横浜市が設定した利用料金収入見込み額です。それを超えて収入があった場合は、指定管理者の収入とすることができます。

ウ 賃金水準の変動への対応

賃金水準の変動については、提案書（様式賃-1）でご提案をいただいた人件費単価を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映していきます。（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

※1 応募受付時に賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式賃-1）を必ず提出していただきますが、応募団体は、雇用形態別に公園及び公園施設で働く職員かつ、直接雇用する者の配置予定の人数及び配置理由がわかるよう記載をお願いします。公園及び公園施設の現場で直接業務に従事していない職員は対象外ですので記載をしないでください。

※2 賃金水準変動に伴う人件費の対応状況について、各公園緑地事務所が確認を行います。適正に取扱いが行われていなかった場合には、事実関係及び理由の確認を行い、不適切な場合は実績評価で減点対象となります。

※3 提案書（様式賃-1）に記載をする基礎単価は、施設で働く職員一人一年あたりの人件費のうち、賃金水準の変動により影響を受ける部分を算出するための基準となる数値です。

基礎単価の算出方法については、指定期間中の人件費については、事業計画書等の他の提案内容と同じように、指定管理者によって作成・提案されるものであり、その算出方法について、横浜市として規定することはいたしません。

この基礎単価を用いて市が基礎単価に賃金水準の変動率を乗じて毎年度の人件費を算出することで反映させるため、応募者が基礎単価を算出する際には、賃金水準の変動による影響を見込まずに算出します。指定期間中に一律で用いる単価であるため、指定期間を通じて用いることが可能な額を算出してください。

定期昇給等賃金水準の変動以外の要素により、人件費の単価が変わることが予想される場合には、それを勘案して、基礎単価を算出していただくことになります。

例えば、指定期間中の雇用形態別の賃金水準スライドの対象となる人件費の総額を、配置予定総人数で除すことで算出した、平均額とすることなどが考えられます。

※4 配置予定人数は、雇用総人数ではなく人工を指します。したがって、実際に施設で働く

総人数ではなく、その業務を行うための人数を数えてください。場合によっては、小数点以下になることも考えられます。上半期に1名、下半期に1名の雇用だった場合は、1年あたりの配置予定人数は2名ではなく、1名として数えてください。

1名の職員が複数事業を担当している場合、A事業は0.5名、B事業は0.5名として数えることも考えられます。

※5 正規雇用職員等とは、主に、①契約期間が指定期間と同等か、それ以上であり、②フルタイム労働をしている者で、「正社員」「社員」と呼ばれている職員を指します。

※6 臨時雇用職員等とは、主に、正規雇用職員等にあたらない者で、「パート」「アルバイト」と呼ばれている職員を指します。

※7 人件費の見直しは、実態と著しくかい離してしまうことを防ぐために、各公園緑地事務所が月報により、職員の配置状況等を確認します。

※8 賃金水準スライドに関する指定管理者への対応状況の確認については、各公園緑地事務所が、毎年度の終了後に、提出される決算報告書及びアンケート（様式賃-3）等により、人件費の対応状況等を確認します。

エ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1か所1件あたり税込50万円までの範囲内（指定額）で指定管理者が負担します。（弓道場、分区園、農園付公園は1件あたり税込10万円までとします）

オ 利用者の実費負担について

印刷機、複写機等の使用にかかる印刷費・紙代等の実費は利用者の負担とし、適切に徴収します。

また、自主事業等にかかるテキスト代・保険料等の実費相当額を参加者から徴収することができます。これら実費収入は指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		

	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの (負担限度付き 上段：一件あたり、下段：年間合計)		金額による 別紙参照	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※ 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行する上で、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- ①地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ②都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）
- ③横浜市公園条例（昭和33年3月条例第11号）及び横浜市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第11号）
- ④行政手続法（平成5年法律第88号）
- ⑤横浜市行政手続条例（平成7年3月条例第15号）及び横浜市行政手続条例施行規則（平成7年6月規則第80号）
- ⑥個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑦横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月条例第6号）
- ⑧横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第51号）
- ⑨労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労

働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法、障害者の雇用の促進等に関する法律等)

- ⑩施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- ⑪環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- ⑫廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑬横浜市落書き行為の防止に関する条例（平成26年6月条例第31号）
- ⑭その他（農薬取締法、身体障害者補助犬法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、健康増進法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等）

＜その他横浜市の計画・施策等＞

- ①横浜みどりアップ計画
- ②生物多様性横浜行動計画（横浜bプラン）
- ③横浜市水と緑の基本計画
- ④横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）
- ⑤横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢プラン）
- ⑥横浜市エネルギーアクションプラン
- ⑦横浜市防災計画
- ⑧横浜市予算決算及び金銭会計規則
- ⑨横浜市電気工作物保安規程
- ⑩障害者差別解消の推進に関する取組指針
- ⑪男女共同参画政策
- ⑫公募要項（本要項）
- ⑬公園及び公園施設管理業務共通仕様書
各公園及び公園施設ごとの特記仕様書
- ⑭公園維持管理基本水準書
- ⑮横浜市公園施設点検マニュアル
- ⑯指定管理者災害対応の手引き
- ⑰施設点検マニュアル（建築局）

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、年度事業計画書及び年度事業報告書等を作成し、横浜市に提出し、各公園緑地事務所の承認を必ず受けることとします。これらの提出物については、横浜市ウェブサイトで公表することとしますので、各公園緑地事務所へはPDFでの提出でお願いいたします。

なお、年度事業計画書及び年度事業報告書等の内容については、様式で定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、横浜市が示す調査項目に基づき施設運営に関する利用者意見を聴取し、調査結果を毎年横浜市へ提出するとともに、年1回以上自己評価を実施することとします。調査項目は指定候補者に提示します。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善

を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会による第三者評価の受審を指定管理者の義務とし、結果を公表しています。

なお、受審時期は、指定期間の2年目又は3年目を目安とし、横浜市が指定する時期とします。

(エ) 各公園緑地事務所が毎年度実施する評価

各公園緑地事務所は、指定管理者の業務が、すべての応募条件を遵守していることや提案書、年度事業計画書、指定管理者と締結する年度協定書等に基づいて執行されていることを確認するため、書面調査、実地調査、聞き取り等により業務点検を行い、自己評価と合わせて毎年度の評価を行います。

(オ) 実績評価

当該公園及び公園施設へ現指定管理者が応募する場合、(ウ)、(エ)の実績に基づいて、加減点を実施し、次期選定へのインセンティブとして反映をいたします。詳細は共通業務仕様書を参照してください。

(カ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、法令等を遵守した情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の趣旨に則り横浜市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、行政文書開示請求等に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

①指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

②施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。

③指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保

険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に公園内施設等の利用予約をしている利用者又は公園内施設の利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく当該公園及び公園施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うこととします。また、引継ぎの内容については業務内容等の確認をするため、必ず各公園緑地事務所の承認を受けてください。

②当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議することとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議することとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

また、当該公園及び公園施設の管理運営を指定管理者が行う場合、指定管理料と指定管理業務及び自主事業による収入の合計における指定管理料の割合が50%を下回る場合は、事業所税が賦課されますので詳細については財政局主税部法人課税課にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

公園及び公園施設によっては、横浜市防災計画等に広域避難場所、飛行場外離着陸場等としての位置づけがある場合があり、「横浜市防災計画」や公園所在区で定めた防災計画に基づき「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を各区役所等と締結し、危機発生時の体制整備を構築してください。

また、現段階では、横浜市防災計画に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力する義務があります。

※横浜市防災計画上の施設に指定されている場合で、指定管理者が対応を行う場合は、特記仕様書に記載があります。

(サ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の定めた分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 管理許可について

有料駐車場、売店が公園及び公園施設内に設置されている場合は、別個の行政処分として管理許可により指定管理者となった団体が管理運営を行います。この場合、指定管理者制度導入公園及び公園施設を所管する公園緑地事務所へ公園施設の管理許可等の申請を行い、公園使用料を横浜市に納入するものとします。

指定管理者は、指定管理区域から除外された管理許可区域の公園駐車場等の運営管理を行い、この場合、規定の使用料を横浜市に納入しなければなりません。なお、駐車場の料金等については、利用者サービス向上や地域の状況等を踏まえ、指定管理者が提案し、公園を所管する公園緑地事務所と協議を経て決定するものとします。

(ス) 設置許可について

利用者サービス向上を図るため、自動販売機等の便益施設を設置するなどの場合は、公園を所管する公園緑地事務所へ公園施設の設置許可等の申請を行う必要があります。指定管理者は公園使用料を負担するとともに、自動販売機等で使用する電気料金について横浜市に納入するものとします。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料等については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として適正に経理することとします。

(セ) 施設の定期的点検の実施

指定管理者は、横浜市建築局が策定した「施設の維持保全の手引き」及び環境創造局で作成した「公園施設点検マニュアル」に基づき、指定管理者が施設・設備の定期的な点検及び横浜市への報告等を行うものとします。

(ソ) 施設の休止等

大規模改修工事等で公園及び公園施設の全部もしくは一部を長期間休止する場合があります。この場合、改修工事時期及び休止等について、横浜市と指定管理者が協議を行います。管理運営を休止する必要がある場合は、横浜市と指定管理者で協議し、指定管理料を変更するものとします。

(タ) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成24年4月1日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(チ) 障害者雇用・就労支援

指定管理業務の遂行にあたっては、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める事業主として障害者雇用率の達成を図り、身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用を実施してください。

(ツ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体(共同事業体においては各構成団体)について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(テ) 指定管理者に対しての指示等

横浜市は地方自治法第244条の2第10項に基づき、指定管理者の管理する公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがありますので、その際は横浜市の指示等を遵守してください。

(ト) ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮してください。

(ナ) その他市政への協力

区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ニ) その他

その他、記載のない事項については、横浜市環境創造局と協議を行うこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) スケジュール（予定）

ア 公募のお知らせ	平成30年 5月9日（水）
イ 公募資料のウェブサイト掲載	5月9日（水）
ウ 応募説明会	5月14日（月） 鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区に所在する公園
	5月15日（火） 西区、中区、南区、港南区、磯子区に所在する公園及び公園施設
	5月16日（水） 金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区に所在する公園及び公園施設
エ 現地見学会	5月17日（木）（全日） 入船公園 潮田公園 東寺尾一丁目ふれあい公園 馬場花木園 岸根公園 神の木公園 台町公園 今川公園 長坂谷公園 玄海田公園
	5月18日（金）（全日） 日ノ出川公園 岡野公園 本牧市民公園・本牧臨海公園、 本牧山頂公園

小菅ヶ谷北公園
 金井公園
 日野中央公園
 清水ヶ丘公園
 5月21日（月）（全日）
 港の見える丘公園内2公園施設
 元町公園
 山手公園
 山手イタリア山庭園
 岡村公園
 新杉田公園
 中田中央公園
 瀬谷本郷公園
 5月22日（火）（全日）
 都田公園
 谷本公園
 若草台第二公園分区園
 師岡町梅の丘公園
 南本宿公園分区園
 南本宿第三公園
 大榎杉の森ふれあい公園
 常盤公園
 5月23日（水）（全日）
 富岡西公園
 富岡総合公園
 長浜公園
 野島公園
 小雀公園
 東俣野中央公園
 俣野公園
 ハマヤク農園（深谷町ふれあい公園）
 和泉アカシア公園分区園
 泉が丘公園分区園
 5月21日（月）～5月25日（金）
 6月6日（水）（予定）
 6月20日（水）
 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、
 港南区公園及び公園施設
 6月21日（木）
 保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、
 港北区、緑区の公園
 6月22日（金）
 青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、
 瀬谷区の公園及び公園施設、農園付公園

オ 公募要項等に関する質問受付
 カ 公募要項等に関する質問回答
 キ 応募書類の受付

ク 書類審査（一次審査）	8月下旬予定
ケ 面接審査（二次審査）	9月中予定
コ 指定候補者の決定及び選定結果の通知・公表	10月初旬予定
サ 指定管理者の指定	12月下旬予定
シ 指定管理者との協定締結	平成31年 1月下旬締結（予定）

(2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、環境創造局のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募資料のウェブサイト掲載

掲載場所 横浜市環境創造局のホームページ

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/>

※紙文書での配布はしませんのでご了承ください。

ウ 応募説明会

応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。参加をしない場合、応募ができないこととしていますので、応募を予定している団体はご参加ください。当日は公募要項等の資料は配布しませんので、各自ご持参ください。

(ア) 鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区に所在する公園及び公園施設

開催日時 平成30年 5月14日（月）午前10時00分から

開催場所 北部公園緑地事務所会議室

(イ) 西区、中区、南区、港南区、磯子区に所在する公園及び公園施設

開催日時 平成30年 5月15日（火）午前10時00分から

開催場所 南部公園緑地事務所会議室

(ウ) 金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区に所在する公園及び公園施設

開催日時 平成30年 5月16日（水）午前10時00分から

開催場所 南部公園緑地事務所会議室

(エ) 参加人数 **各応募団体につき2名以内とします。**

(オ) 申込方法 参加を希望される団体は、5月11日（金）午後3時までに、「応募説明会申込書」に必要事項を記載し、e-mail (ks-shiteikanri@city.yokohama.jp) で環境創造局公園緑地管理課指定管理等担当までお申込みください。

エ 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催します。当日は資料配布をいたしませんので、応募を予定している公園及び公園施設の維持管理水準書を必ず持参してください。

(ア) 参加人数 **応募単位の公園及び公園施設につき各団体2名以内とします。**

(イ) 申込方法 参加を希望される団体は、応募説明会当日に用意をする「現地見学会申込書」に応募単位の公園及び公園施設ごとに必要事項（団体名、現地見学会参加者氏名、見学公園及び公園施設名、現地見学会当日の参加者連絡先）を記載し、受付で提出してください。（複数の公園及び公園施設の現地見学会に参加される場合は、あらかじめ、各公園及び公園施設の現地見学会に参加をされる団体名、現地見学会参加者氏名、見学公園及び公園施設名、

- (ウ) その他 現地見学会当日の参加者連絡先をとりまとめておき、ご記載ください
時間やスケジュールは応募説明会時に提示します。所要時間は午前午後合わせて1日あたり6時間半の予定です。また仏向原ふれあい公園は新設公園のため、現地見学会はありません。よって、仏向原ふれあい公園は応募説明会のみでの参加で応募団体は応募が可能です。新治里山公園も現地見学会はありませんので、応募説明会のみでの参加で応募団体は応募が可能です。

オ 質問の受付

公募の内容に関する質問は、応募説明会及び現地見学会に両方とも参加された団体のみを対象として、質問書により受け付けます。

(なお、1団体からの質問は各公園最大10問までとさせていただきます。)

※共同事業体で応募を予定している場合は、構成団体の数にかかわらず1団体とみなします。

- (ア) 受付期間 平成30年5月21日(月)午前9時から5月25日(金)午前11時まで
(イ) 受付方法 e-mail (ks-shiteikanri@city.yokohama.jp) で「質問書」を環境創造局公園緑地管理課指定管理等担当にお送りください。電話でのお問合せには応じられません。

カ 質問への回答

回答方法 平成30年6月6日(水)(予定)に、環境創造局ホームページに回答を掲載します。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/>

キ 応募書類の受付

- (ア) 応募書類 「5(4) 応募手続きについて」を参照
(イ) 受付日時 各指定日の午前10時から午後3時まで
(午後0時から午後1時を除く。)
(ウ) 受付方法 環境創造局公園緑地管理課指定管理等担当に直接ご持参ください。
(エ) その他 応募説明会及び現地見学会に参加をしていない団体は応募できません。

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会で選定単位に基づいた応募団体の審査を行い、その結果に基づき、横浜市長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、選定基準に従い、応募団体の提出書類に対する書類審査(一次審査)にて面接審査(二次審査)へ進む応募団体を選定し、面接審査では応募団体のプレゼンテーションを実施後、書類審査を踏まえた横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会による質疑を行いますので、応募団体は施設長予定者を必ず含めた合計3名までの出席をお願いします。

なお、面接審査の出席者は応募団体(共同事業体の場合は代表団体3名または、代表団体2名、構成団体1名)の職員のみとし、出席に際しては身分を証明するもの(社員証等)で確認させていただきます。また、面接審査の公平性を期すため、面接審査では筆記用具の持ち込みを禁止し、面接時の筆記行為を禁止します。万が一筆記行為があった場合、面接を中止とさせていただきます。

また、前述の審査に先立ち、申請資格審査を環境創造局公園緑地管理課で行います。この際、申請書類等について環境創造局公園緑地管理課から確認及び照会を行う場合があります。

なお、横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会による審査及び横浜市長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市長が指定の通知を行うことにより、対象公園及び公園施設の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定基準について

公園及び公園施設の指定管理者選定基準に基づき審査を行います。この場合、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定評価委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たす必要があります。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。（共同事業体での応募の場合は構成団体すべての財務状況を確認し、総合的に評価します。）

なお、応募団体が提案する「指定管理料」が、横浜市が提示する「指定管理料上限額」より上回る場合は、横浜市が求める要件を満たしていないため、認められません。

ウ 指定候補者の決定

書類審査にて面接審査受審団体を決定し、面接審査結果により指定候補者を決定します。

エ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、環境創造局のホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定管理者指定の議決後、環境創造局公園緑地管理課の窓口で、閲覧に供します。

オ 指定管理者の指定

横浜市会の議決を経て、指定管理者を指定します。

カ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

「横浜市の公園及び公園施設指定管理者応募書類様式集」を遵守して応募書類を作成し、様式1から順に並べ、原本を1部、写しを1部提出してください。（提案書も表紙を含め所定の様式を必ず使用してください）様式を遵守しない場合は応募を受け付けません。なお、写しの書類はファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。なお、申請書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。

また、財務状況の審査のため「直近3年間（事業年度）の貸借対照表、財産目録、損益計算書」については、団体名や施設名を消し、団体が特定できない状態にしたものを1部提出してください。

※「様式9～様式24の提案書類一式」と「様式賃-1」については、上記の原本1部、写し1部の他に、4部の写しとデータを提出してください。

①製本していない写し1部（片面印刷）

②製本してある写し4部

③電子データ（PDFとWord又はExcel形式）が入ったCD-ROM 2枚

申請書類

- 1 (様式1) 指定申請書(横浜市公園条例施行規則第18号様式の2)
- 2 (様式2) 団体の概要
 - ※共同事業体の場合 共同事業体の結成に関する申請書(様式2-2)
 - ※共同事業体の場合 共同事業体構成団体表(様式2-3)
- 3 (様式3) 申請団体役員名簿
 - ※県警照会用エクセルファイル(データ)も提出してください。
- 4 (様式4) 欠格事項に該当しない宣誓書
- 5 (様式指定なし) 定款、規約その他これらに類する書類
- 6 (様式指定なし) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- 7 (様式指定なし) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書(現指定管理者が応募する場合に提出)
- 8 (様式指定なし) 直近3年間(事業年度)の貸借対照表、財産目録、損益計算書
 - ※任意団体においては、これらに類する書類
 - ※公益法人の場合は、直近3か年の公益会計と収益会計の内訳を示す決算書を添付
 - ※提出していただく写し(ファイル綴じ)のうち1部については、団体名や公園名及び公園施設名を消し、団体が特定できない状態にしたものを1部提出してください。
- 9 (様式指定なし) 税務署発行の納税証明書「その3の3」
 - ※法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。
- 10 (様式5) 横浜市税の納税状況調査の同意書
 - ※現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況(本市の課税状況の有無を含め)について状況調査を行います。
- 11 (様式6) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書
 - ※公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。
- 12 (様式指定なし) 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類
 - ※労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し(直近の1回分)等
- 13 (様式指定なし) 健康保険の加入を確認できる書類
 - ※年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し(直近の1回分)等
- 14 (様式指定なし) 厚生年金保険の加入を確認できる書類
 - ※年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し(直近の1回分)等
- 15 (様式7) 労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書
 - ※労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入のいずれかに加入する必要があるため、領収書の写し等の提出ができない場合に限りです。
- 16 (様式指定なし) 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類(就業規則、給与規定等)
- 17 (様式指定なし) 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの
- 18 (様式8) 辞退届

提案書類（提案書類をもって、事業計画書とみなします）

19（様式9）提案書の提出について

※提案書の表紙となるものです。

20（様式10）管理運営にあたっての基本方針（ビジョン・ミッションを含む）

21（様式11）応募理由

22（様式12）団体の状況及び団体の財務状況

23（様式13）団体の実績

24（様式14）現地の管理運営体制、必要人材の配置と職能

25（様式15）研修方針及び計画

26（様式16）災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策

27（様式17）苦情・要望への対応

28（様式18）個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

29（様式19）利用者サービスの向上・利用促進策

30（様式20）広報・プロモーション活動、情報提供

31（様式21）市民協働、市民主体の活動の支援、地域人材育成

32（様式22）維持管理

33（様式23）収支計画（指定管理料提案を含む）

34（様式24）特記仕様書で示されている課題等の解決方法

35（様式 賃－1）賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書

※ 共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「(様式2) 団体の概要」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

- ・共同事業体の結成に関する申請書（様式2－2）
- ・共同事業体構成団体表（様式2－3）

※ 各申請書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(ク)2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

ウ 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体(共同事業体に当たっては、構成団体)の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア)現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ)事業計画書等、提出書類の作成(作成に関する技術的な助言等は可とします)

(ウ)選定委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

① オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

サ 応募書類の開示

指定管理者・指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

シ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届」を提出してください。

ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

セ 提出書類の取扱い・著作権

環境創造局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は環境創造局及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、分区園のある公園については必ず仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。（分区園のある公園以外の公園及び公園施設の仮協定の締結は省略する場合があります）

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を各公園緑地事務所と締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定期間の開始までに、準備業務として、①年度事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務、③分区園がある公園の場合は分区園の利用者募集業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。引継ぎについては、必ず各公園緑地事務所の立ち会いのもとで実施し、書面に必要事項を記録して齟齬のないようにしてください。

(4) 指定候補者の変更

指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出することがあります。

なお、横浜市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消し及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ① 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ③ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- ⑦ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ⑨ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- ⑩ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- ⑪ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- ⑫ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。

(6) 指定内容の変更

指定管理者の指定は、横浜市会の議決が必要である旨を規定された行政処分です（地方自治法第244条の2第6項）。また、指定管理者制度とは「公の施設」の管理を行うという、まさに公共サービスを担うものであり、手続きの瑕疵による業務の停止等はありません。このため、指定候補者の選定後や指定管理者の指定後も、制度の趣旨を踏まえ、団体の合

併・統合等により指定内容を変更する可能性がある場合には、事前に横浜市へ報告し、十分な期間をもって横浜市と協議を行うよう留意してください。